公益財団法人　滋賀県産業支援プラザ

令和５年度　省エネ等伴走支援事業

省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領（以下、「本要領」という）は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という）が行う省エネ等伴走支援事業のうち省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　この事業は、CO_2ネットゼロ社会づくりに向けた計画的な節電、省エネ行動、再生可能エネルギーの導入を行う中小企業者等に対して、一般財団法人省エネルギーセンター（以下、省エネセンターという）を活用し、適切な診断・助言等を行うことにより問題の解決を図り、もって経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

（事業内容）

第３条　プラザは、省エネセンターと連携し、省エネ診断を実施した中小企業等に対し、自己負担相当額を助成金として交付する。

（省エネ診断の対象事業者）

第４条　プラザは、省エネ診断を希望する中小企業者等を募集し、当該中小企業者等（以下、「申請者」とする。）から様式第１「省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）申込書」および様式第２「省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）にかかる同意書」の提出があったときは、次の（１）及び（２）の要件に合致する者であるか検討の上、本事業の対象となる者を選定することとする。

（１）CO_2ネットゼロのための取組等を行い、経営の向上を目指す意欲のある滋賀県内に事業所を有する中小企業者等であること。

（２）前年度におけるエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500 キロリットル以上の中小企業者等の事業所であること。

（省エネ診断における診断機関の紹介）

第５条

１　プラザは申請者に専門家等を紹介する場合、様式第３「省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）専門機関の紹介について」を申請者宛てに通知することとする。

２　プラザは申請者が本事業の対象となる者である場合、省エネセンターに対して申請内容を別途通知することとする。

（省エネ診断の内容）
第６条　省エネ診断の内容として、次の（１）～（３）を行うこととする。
（１）事業所におけるエネルギー使用状況の見える化
（２）省エネに関する提案
（３）再エネに関する提案

（省エネ診断の報告）
第７条　申請者は、省エネ診断が終了した後、速やかに次の（１）～（４）をプラザに提出することとする。
（１）様式第４「省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）完了報告書」
（２）省エネ診断報告書（省エネセンターから受領したもの）
（３）様式第５「省エネ診断（エネルギー管理指定工場等向け）助成金交付請求書」
（４）省エネ診断に際して自己負担分の支払いを行ったことが確認できる書類（領収書等）

（省エネ診断にかかる助成金について）
第８条　プラザは申請者に対して、専門家等により実施された省エネ診断について、自己負担相当分を助成金として支払うものとする。ただし、助成金は省エネ診断１件につき２３，１００円以内とする。
２　プラザは、前項の助成金について第７条の報告を受けた日から３０日以内に申請者に対して支払うものとする。

（成果の普及）
第９条　プラザは、本事業による支援を得て CO_2 ネットゼロ社会づくりの推進を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の課題を抱える中小企業者等の課題解決に資するものとする。

（補　則）
第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはプラザ理事長が別に定めるものとする。

付　則
この要領は令和５年４月１日から施行し、令和５年度分の事業に適用する。